

企画提案審査方式による選定結果一覧表

公表項目	内容		
1 契約名	後発医薬品転換効果検証等業務契約		
2 審査年月日	令和8年8月7日(金)		
3 評価基準、配点及び評価	株式会社エム・エイチ・アイ	A社	B社
業務の背景、目的を理解しているか (5点×5名=25点)	23	21	21
後発医薬品に関する現状、課題を把握しているか (5点×5名=25点)	25	21	22
配置する人員の数や実績、関係者との役割分担の方針が適切であるか (10点×5名=50点)	42	43	43
実現可能なスケジュールであるか (10点×5名=50点)	47	42	43
転換による経済効果が見込める実施方法であるか (10点×5名=50点)	44	38	37
多数の保険薬局の前向きな協力を得るためのアイデアがあるか (20点×5名=100点)	88	77	70
転換する薬剤について十分な供給が見込める実施方法であるか (20点×5名=100点)	87	80	72
仕様書の記載事項以外で効果的な提案があるか (10点×5名=50点)	39	38	34
価格点 (10点×5名=50点)	15	10	5
4 総合評価の審査結果	410	370	347
5 契約の方法	企画提案審査随意契約		
6 落札者(契約者)の名称	株式会社エム・エイチ・アイ		
7 契約締結年月日	令和8年8月14日(金)		
8 契約金額(税込)	19,199,000円		
9 随意契約の理由及び根拠法令	本業務は、保険者における加入者のレセプト情報を分析し、保険薬局と保険者が協働して、加入者の薬剤情報について共有しながら加入者が後発医薬品の中で、より低価格な後発医薬品に転換した場合の医療費抑制効果や流通等の課題を検証することを目的とする。より低価格な後発医薬品に転換するには、保険薬局の協力を得るためのノウハウ等の専門的かつ多様な知見が必要となる。 したがって、価格のみの競争で評価することは適当ではなく、事業者企画提案させることにより、その事業者の組織力、業務に対する知見や姿勢、業務遂行体制等も含めて評価することが妥当であることから公募型プロポーザル方式を実施する必要がある。よって、その性質の上で本契約は競争入札には適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によるものとし、山梨県財務規則第137号第3項の規定により見積合わせを省略する。		
10 所属名	福祉保健部 国保援護課		